

1 議 事 日 程

[平成23年太宰府市議会第2回（5月）臨時会]

平成23年5月16日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第4 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）
日程第6 議案第32号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて
日程第7 議案第33号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	陶山良尚	議員	2番	神武綾	議員
3番	上 疆	議員	4番	芦刈茂	議員
5番	小 嶋 真由美	議員	6番	長谷川 公 成	議員
7番	藤 井 雅 之	議員	8番	原 田 久美子	議員
9番	後 藤 邦 晴	議員	10番	橋 本 健	議員
11番	不 老 光 幸	議員	12番	渡 邊 美 穂	議員
13番	門 田 直 樹	議員	14番	小 柳 道 枝	議員
15番	佐 伯 修	議員	16番	村 山 弘 行	議員
17番	福 廣 和 美	議員	18番	大 田 勝 義	議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

3番	上 疆	議員	4番	芦刈茂	議員
----	-----	----	----	-----	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	木 村 甚 治
協働のまち 推進担当部長	今 泉 憲 治	市民生活部長	古 川 芳 文
健康福祉部長	井 上 和 雄	建設経済部長	神 原 稔
会計管理者併 上下水道部長	三 笠 哲 生	教 育 部 長	齋 藤 廣 之

総務課長	大 藪 勝 一	経営企画課長	石 田 宏 二
市民課長	原 野 敏 彦	税 務 課 長	久保山 元 信
福祉課長	宮 原 仁	国保年金課長	坂 口 進
都市整備課長	今 村 巧 児	上下水道課長	松 本 芳 生
教 務 課 長	木 村 裕 子	監査委員事務局長	関 啓 子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田 中 利 雄	議 事 課 長	櫻 井 三 郎
書 記	白 石 康 子	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成23年太宰府市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田勝義議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、

3番、上 疆議員

4番、芦刈 茂議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（大田勝義議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間にすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第5まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第3、議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」から日程第5、議案第31号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日、平成23年太宰府市議会第2回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜り厚く御礼を申し上げます。

去る5月6日に統一地方選挙後初の臨時議会が開催されまして、正副議長、各常任委員会正副委員長、並びに3常任委員会それぞれ構成委員が決定して、初めての議会でございます。議員各位におかれましては、今後の市政運営に対しましてご支援、ご理解をいただき、市民福祉の向上と市政のさらなる発展のため、格別のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、総合的な施策につきましては、第1回臨時会で申し上げておりましたとおり、6月定例議会におきまして施政方針としてお示しをしたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの3件、人事案件2件、合わせて5件のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号から議案第31号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」をご説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日公布されたことに伴い、太宰府市国民健康保険条例の一部を改正するものでございまして、施行が本年4月1日のために地方税法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきます。

改正の主な内容でございますが、緊急の少子化対策のための暫定措置として、平成21年10月1日から平成23年3月末までの出産については、出産育児一時金の支給額が4万円引き上げられ、39万円となり、産科医療補償制度に加入する医療機関等で加算対象となる出産は、支給額が42万円となっております。今回の改正により、平成23年3月31日まで暫定措置を平成23年度から恒久措置化されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を改正するものでございます。

次に、議案第30号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございまして、施行が本年4月1日のため、地方税法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきます。

改正の内容につきましては、国民健康保険制度の構造的な問題や医療費の増加も相まって、依然として厳しい財政状況が続いておりますので、一定以上の所得のある方に対して国保税の基礎課税額の限度額を1万円、後期高齢者支援金等課税額の限度額を1万円、介護納付金課税額の限度額を2万円引き上げ、課税限度額を73万円から77万円に改正するものでございます。

次に、議案第31号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が本年4月27日に公布されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものでございまして、地方税法第179条第1項の規定により、4月27日付で専決処分をさせていただいております。

主な内容といたしましては、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、税制上の特例措置を講ずるもので、個人市民税について被災した住宅や家財等について生じた損失額を平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除をされることとし、総所得金額等から控除しても控除し切れない損失額については、繰越期間を3年から5年に延長するものでございます。さらに、固定資産税につきましては、特例措置を受けるための申告等に関しまして改正したものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第3から日程第5までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。

通告があつてますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 先ほど市長からも提案理由の説明をいただきましたが、まずこの出産一時金の支給額の引き上げということでは、これはわかるんですけども、先ほど市長の説明で恒久的なという言葉も壇上からは出てきたんですけども、議案書を見ますと、2ページのところに括弧で経過措置というような言葉が入っているんですけども、この経過措置についてももう少し詳しくご説明いただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいま藤井議員よりご質疑がございました議案第29号国民健康保険条例について回答をさせていただきます。

ただいまの経過措置についてでございます。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日公布されたことに伴い、太宰府市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。施行が本年4月1日のために、地方税法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいております。

ただいまの経過措置の取り扱いについてでございます。

施行日前に出生した被保険者は、第7条の規定により35万円が適用されることとなります。ただいま市長の提案理由にもありましたように、平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置で39万円と改定されておりましたので、結果的に金額の変更はございません。ただいまの暫定措置から今回恒久措置に改定をされたものでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） では、もう一点伺いたいのはですね、この一時金の支給の方法と申すか、過去決算委員会的时候にも一部議論があったんですけども、医療機関に払われるのか、あるいは出産のこの被保険者に入るのかというようなことが決算委員会でも議論になっていたと思うんですけども、これについて再度確認させていただきたいんですが。この出産一時金は、今回はどういうふうな支給の形がとられるのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまの一時金の支給方法についてでございます。

個人負担の軽減を図るために、国保連合会を通して医療機関と保険者として決済を行う直接支払制度が導入されております。直接医療機関に支払うことを希望されれば、同意書等を添付していただき、医療機関へ支払いを行っております。もし、希望がなければ従来どおり出産後に世帯主の方が窓口で申請をされて、お支払いする方法もご利用いただくことも可能となっております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第29号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第30号「専決処分承認を求めることについて（太宰府市民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。

通告があつてますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 国民健康保険税の関連のこの専決は、この間毎年毎年のようにほぼ繰り返されてきているように認識をいたしますが、まず率直に伺いたいのは、今回のこの限度額の引き上げで加入者の皆さんを中心に、どういった影響が出るのかということは考えておられますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまの藤井議員の議案第30号国民保険税条例について回答をさせていただきます。

税額改定の影響についてでございますけど、市長の提案理由にもありましたように、今回の国民健康保険税条例の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額1万円、後期高齢者支援金等課税額1万円、介護納付金課税額2万円を引き上げ、課税限度額を73万円から77万円に改正するものでございます。

したがいまして、課税限度額に該当されます世帯は、平成22年度課税額で試算をしますと、234世帯が対象となっております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） その234世帯というところですけども、確かに市長のところの登壇の説明の中でも、一定の所得のところからということは、提案理由でありました。じゃあ、例えばですね、極端な話、所得がですね、1,000万円、2,000万円とか高額の所得の方にこの限度額の部分が適用されるというのは、その所得の割合からいって負担可能な金額かなとも思うんですけども、この限度額の所得が適用される最低限のところですね。この限度額の課税がスタートするところの一番下の所得のところというのは、幾らからなのかということがまず1点と、それともう一点目に、この間毎年のようにこの限度額の引き上げ等が行われておりますけども、新旧対照表のほうの2ページ見させていただきましても、例えば介護納付金の課税とかですね、新たな制度等の創設が当然この間されてきておりますので、そういった例えばこの介護納付金が課税がスタートした段階から限度額がですね、この今回の77万円の引き上げまでを含めてですね、一体どのくらいこの間限度額の引き上げが行われてきたのか、この2点お願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまの藤井議員のご質問に回答させていただきます。

所得の限度額でございますけど、今回の改正によりまして、所得につきましては家族構成とかによって内容は変わってまいりますけど、一応1人世帯で報告させていただきます。

所得につきましては740万円、給与収入になりますと956万円から対象となります。

それと、介護保険等につきましても、試算的にはこの所得に対して同じ金額といえますが、

割合でかかってまいります。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 一応最後なんですけども、今答弁を伺って、その所得の部分はスタートの所得というのはわかったんですけども、あとこの例えばその介護納付金の部分がスタートしたぐらい、まあ10年近くをさかのぼった段階で、この国保の課税の限度額がどのぐらい変化をしているのかという質問に対しての答弁がなかったと思うんですけども、最後にこれを伺ってこの質疑は終わらせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 大変失礼いたしました。

介護納付金につきましては、平成12年度から課税されてきておりまして、スタートが7万円からスタートしております。そして、今回の改正によりまして平成23年度は12万円というふうになります。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

（7番藤井雅之議員「はい」と呼ぶ）

○議長（大田勝義議員） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつてますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 議案第30号の専決処分の承認については、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどこの質疑を行わせていただきましたが、一定の所得のあるところの引き上げということでは、その一定の所得のあるところの引き上げという部分でわかりましたけども、具体的な所得のスタートラインが740万円あるいは945万円という数字も出ましたけども、740万円の仮に方としても、今回の限度額の引き上げによって10%を超える保険税が課税されることになり、この点から、234世帯の方への負担が大きくなることも私は懸念をいたしておりますので、今回の専決処分の承認には反対を表明いたします。

○議長（大田勝義議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） それでは、討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、議案第30号は承認されました。

〈承認 賛成15名、反対2名 午前10時18分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第31号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。

通告があつてますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 太宰府市税条例の一部を改正する条例についてですけども、まず議案書の6ページにあります冒頭の括弧の東日本大震災に係るというこの東日本大震災の定義について改めてお伺いしたいんですけども、3月に発生しました東日本大震災の津波、あるいはああいった災害に係るこういった被災された方々の適用というのは想像できるんですけども、その後の被害と言われています、例えば福島第一原発での一連の事故の被災の方々も、これには含まれておるのかということをもまず1点確認させてください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいまのご質問にお答えいたします。

東日本大震災の災害の範囲、定義についてということでございますが、今回の地方税法の一部を改正する法律の中で、東日本大震災については平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうという定義がなされております。

○議長（大田勝義議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第31号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第32号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（大田勝義議員） 日程第6、議案第32号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第32号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

平成23年5月17日付をもって副市長平島鉄信氏が任期満了となるため、同氏を再度選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

平島鉄信氏は、昭和41年に当時の太宰府町に入庁され、この間企画課長、建設経済部長、総務部長などの要職を歴任され、平成19年5月から副市長に就任されております。

人格、識見にすぐれ、また行政職員としての経験も豊富であり、副市長として最適任であると考えております。

経歴を添付しておりますので、ご参照の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第32号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時22分〉

○議長（大田勝義議員） ここで副市長に就任されます平島鉄信氏のごあいさつを受けたいと思います。

副市長。

○副市長（平島鉄信） 議長より発言のお許しをいただきましたので、一言お礼のあいさつを述べさせていただきます。

ただいま副市長の選任について、議員皆様のご高配によりご同意を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

このたびの3月11日、東日本大震災に対する被災地の市町村長さんの住民対応を見ておりますと、首長の責任の重さは大変なものがあるというふうに、改めまして認識をいたしているところでございます。そしてまた、この首長を補佐する副市長という重責も同様であるというふうに考えますと、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。選任されましたからには、さらに自己研さんに励み、市長を補佐し、安全・安心の町、住んでよかったと市民が誇れる太宰府のまちづくりのために懸命に努力する所存でございます。

どうか議員皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） ありがとうございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第33号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（大田勝義議員） 日程第7、議案第33号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、佐伯修議員の退場を求めます。

（15番 佐伯修議員 退場）

○議長（大田勝義議員） 市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第33号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

平成23年4月29日付をもって議員選任の監査委員武藤哲志氏が任期満了となり、その後任委員として佐伯修氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

佐伯修氏は、平成7年の市議会議員選挙において初当選以来、今期で通算5期目を迎えられ、太宰府市政発展のためにご活躍されているところでございます。

人格、識見にすぐれ、また人望も厚く、監査委員として最適任であると考えておりますので、経歴書をご参照の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第33号は同意されました。

〈同意 賛成16名、反対0名 午前10時27分〉

○議長(大田勝義議員) ここで、佐伯修議員の入場を認めます。

(15番 佐伯修議員 入場)

○議長(大田勝義議員) 佐伯修議員に申し上げます。

ただいまの議案第33号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意されましたので、お知らせします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(大田勝義議員) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件については、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定いたしました。

これをもちまして平成23年太宰府市議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認めます。

よって、平成23年太宰府市議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成23年8月15日

太宰府市議会議長 大 田 勝 義

会議録署名議員 上 疆

会議録署名議員 芦 刈 茂